

裁 決 書

審査請求人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

同代理人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成26年9月22日付けで提起（2件）のあった、[REDACTED]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項および第26条の規定に基づき、平成26年8月21日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件保護停止処分」という。）および同日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件保護変更処分」という。）（以下「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件各処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 長男には既往症（[REDACTED]病、[REDACTED]、[REDACTED]症、[REDACTED]症）があり、現在も治療中であり、また、何時なるときという状況をかかえたまま生活し、有事の際は自分自身しか頼れないため、長男が備えなければならない状況にあるため、同居に戻ってからも長男とは住民票も別世帯とし、家計も別にし、長男所有の家に住んで別世帯であるという認識のもと今日まできている。
- (2) 法第10条の世帯単位について、私達親子は「但し」以降の文に該当し、また、長男が扶養義務者である部分でも、扶養することが可能なだけの資力が無いに該当する。
- (3) 長男への事情聴取がなく一方的に判断しており、長男の個人の事情を無視することは憲法第13条で尊重されるべき長男個人の利益を侵害し、また同第25条の基本的人権を著しく侵害する。
- (4) 法第26条には、停止及び廃止の決定は文書でもって通知しなければならないとなっているが、手元にある通知書は割印もなく角印は押されているが朱印ではなくコピーされたものと思われる。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成19年2月1日 処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
なお、審査請求人の住居は、審査請求人の長男（以下「長男」という。）が所有する自宅（以下「現住居」という。）であり、長男は平成18年12月頃に〇〇市へ転出していたため、審査請求人のみの単身世帯であった。
- (2) 平成24年2月 長男は、この頃に現住居に転入した。
- (3) 平成26年7月11日 処分庁の担当職員（以下「担当職員」という。）が家庭訪問したところ、審査請求人から次のことを聞き取った。
- ・長男は1年程前から同居している。
 - ・長男は〇〇〇〇に嘱託職員として勤めている。
 - ・審査請求人と長男は世帯は別である。
- 同日に処分庁は、長男は平成24年2月16日に審査請求人とは別世帯として現住居に住民登録の住所地を移していることを確認した。
- (4) 平成26年8月14日 担当職員が長男の同居の事実を確認するため家庭訪問し、審査請求人から次のことを聞き取った。
- ・長男は平成24年2月に離婚を機に現住居に戻った。
 - ・長男は平成25年4月から〇〇〇〇に勤めている。
 - ・電気代は長男が負担するが、それ以外の金銭は受け取っていない。
 - ・食事は自身が提供している。
- これに対して担当職員は、資力のある者との同居が認められることから保護費の返還が必要となること、および長男が〇〇〇〇に就職する前の収入や預貯金、生活状況等が確認できないことから、後日に長男同席のもと協議する旨を伝えた。
- (5) 平成26年8月14日 長男は、処分庁を訪問して次のような旨を述べた。
- ・突然に100万円もの請求をすることには到底承服できない。
 - ・同居ではあるが、生計を一にしているとは思わない。
 - ・審査請求人は住民登録上別世帯であり税申告でも扶養者にしていない。
 - ・個別の事情も聞かずに請求するのはおかしい。
 - ・現在は交通費を含め月15万円の給与がある。
- (6) 平成26年8月19日 長男は、処分庁を訪問して次のような旨を述べた。
- ・担当職員の訪問の頻度はどうなっているのか。
 - ・もっと早く訪問していれば、医療費の返還額を少なくすることができたはずである。
- これに対して担当職員は、今後の対応については関係機関への追加調査を行い、所内検討を経て連絡する旨を伝えた。
- (7) 平成26年8月21日 処分庁は、本件各処分を行った。

- (8) 平成26年9月3日 処分庁は、長男の雇用保険の受給状況について[REDACTED]公共職業安定所[REDACTED]に照会したところ、同所からの回答を得て平成24年7月から同年12月までの受給額を把握する。
- (9) 平成26年9月3日 処分庁は、長男の市民税・県民税の課税について[REDACTED]に照会したところ、同庁からの回答を得て平成24年分および平成25年分の申告所得等を把握する。
- (10) 平成26年9月18日 処分庁は、本件各処分の決定通知書を長男に手渡した。
この際、長男は次のような旨を述べた。
- ・市は訪問義務と説明責任を果たせていない。
 - ・市の生計同一の考え方は個人を尊重する憲法に違反している。
 - ・調査は適正に行われたのか、個人の情報の保護に反していないのか。

2 判断

本件は、処分庁が審査請求人と長男を同一世帯であると認定し、そのうえで世帯の収入および資産により本件各処分が判断されたものであるから、法に基づく世帯の認定および保護の停止の決定等についてそれぞれ検討を行う。

(1) 世帯の認定について

保護における世帯の認定（以下「世帯認定」という。）について、法第10条は「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」と規定し、保護の要否および程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。

この法の原則における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位を指している。

そして、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1）。

なお、同一住居は同一生計の判定のうえで重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、他に重要な目安としては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）、消費財およびサービスの共同購入や消費の共同、家事労働の分担さらには住民基本台帳の記載事実等が考えられ、これらを総合的に勘案したうえで世帯認定を行うこととなる。

さらに、前記の居住者相互の関係を基にした判断にあっては、夫婦、親子その他の直系血族または兄弟姉妹が同一の住居に生活しておれば、反証のない限り同一世帯に属すると推定される（「生活保護法の解釈と運用」厚生省社会局保護課長 小山進次郎著）。

本件では、審査請求人と長男は同一住居であることに争いはないものの、審査請求人は、家計は別にしており同一世帯ではないと主張する（審査請求の理由(1)から(3)）。

この点、審査請求人および長男の生活や家計の状況について、双方に争いが無いものとして確認できる事実は次のとおりである。

- ・住民基本台帳は審査請求人と長男を別世帯として登録されていること。

- ・審査請求人は長男から生活費を受け取っていないこと。
- ・電気代は長男が支払っていること。
- ・食事にかかる食材は別々に購入するが、調理は審査請求人が行っていること。

以上を踏まえて検討するところ、本件は親子関係にある者が同一住居で生活するのであるから、法による保護の取り扱いだけでなく、社会通念上においても同一世帯であると強く推定されるのであって、これを別世帯であるというためには、明確な理由または事実がなくてはならない。

本件では、長男が疾病を有するために将来に対する備えが必要との理由から、ある程度の範囲においては生計を別にしていたとは推測でき、また、長男は審査請求人に対して十分な生活費の援助ができない事情も理解される。

しかしながら、審査請求人が調理を行うなど家事分担しながら生活を営み、長男が電気代を負担し、さらには家具什器や日用生活品にかかる生計まで別にしているとの主張や事実は確認できないことを総合的に勘案すれば、別世帯であるとの明確な理由や事実があるとまでは判断することはできない。

したがって、処分庁が審査請求人と長男を同一世帯と認定したことに不当性は認められない。

(2) 世帯の分離等について

なお、保護の実施は世帯を単位として行うのが原則であるが、法第10条は「(略)但し、これによりがたいときは個人を単位として保護の要否および程度を定めることができる。」と規定している。

この点、長男は傷病等を有することにより将来に備えなければならない事情があることを前提として、審査請求人は「法第10条の世帯単位について、私達親子は「但し」以降の文に該当し、・・・」と主張しているから(審査請求の理由(2))、これを検討する。

個人を単位として保護を実施することは、その個人を世帯から分離(以下「世帯分離」という。)して取り扱うことにほかならないが、この取扱いは、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯員ではあるが保護の要否程度を決定するうえで別世帯と同じように扱うものである。

ただし、この世帯分離は、あくまでも保護は世帯単位の原則であるのに対して例外的な取り扱いであるから、真に必要と認められる場合に限りこの取り扱いを行うこととされ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1—2の各号においてそのような取り扱いができる場合を限定的に列記している(別記のとおり)。

当該規定と審査請求人と長男の居住や生活の経過および諸事情を照らすところ、同通知第1—2—(2)を除く各号は、審査請求人世帯に適用できるものはないと判断される。

同通知第1—2—(2)は、世帯の諸般の事情によりその適用を検討する余地はあるものであり、本件においても長男は傷病等を有することにより将来に備えなければならない事情はあるが、この点を考慮したとしても、処分庁は同規定を適用して審査請求人と長男を世帯分離すべきであったとまでは判断されないから、審査請求人の主張をもって本件保

護停止処分を不当と言うことはできない。

また、審査請求人は「・・・長男が扶養義務者である部分でも、扶養することが可能なだけの資力が無いに該当する。」と述べ（審査請求の理由(2)）、このことは長男は扶養義務者であると主張するものであるが、前記のとおり、保護においては長男は審査請求人との同一世帯員として取り扱うものであるから、当該主張を採用することはできない。

(3) 本件保護停止処分について

法による保護は、その開始の決定は申請により行うことを原則としているが（法第7条および法第24条第3項）、開始以後の取り扱いについては、被保護者等からの申請（法第24条第9項）に加えて、保護の実施機関の訪問調査や被保護者からの届出（法第61条）等により把握した生活実態の変化に応じて職権により保護の変更を行うこととなる（法第25条第2項）。

さらに、生活実態の変化に応じて被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止または廃止を決定することとなる（法第26条）。

保護開始以後における保護の要否の判定（以下「要否判定」という。）は、生活実態の変化に応じて保護の程度を決定し、または保護の受給要件を満たしているか否かの判断であって、保護の基準により定められた世帯の最低生活費と世帯の収入との対比によって決定される。

世帯の収入の認定は、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず要保護者に収入に関する申告を行わせることとしている（次官通知第8-1-(1)）。

これは、収入の内容および程度については、当然のことながら本人自身が最もよく承知していること、また、法に規定されている権利義務の実現のためには、その前提に要保護者と保護の実施機関の相互の信頼関係が保持されるべきということからである。

しかしながら、その全てを申告のみによって収入の認定を行えば足りるものではなく、保護の実施機関は、その申告された収入について客観的に妥当性を有するものかどうかを十分に検討するとともに、客観性を持った裏付けが必要とされることから、訪問調査活動等によって実態を把握するとともに、関係先への照会（法29条第1項）等を通じて妥当性を明らかにする必要がある。

以上を踏まえて本件の経過をみると、処分庁は訪問調査等によって長男が同居していることを把握し（認定事実(3)）、法に基づき同一世帯であると認定したのであるから、職権をもって生活実態の変化に応じた保護の変更を行う必要があった。

処分庁は長男から口頭によりおおよその収入の申告を聞き取ったところ（認定事実(5)）、その収入により保護を要しない蓋然性が高いと判断したことにより口頭申告をもって推計の収入額として取り急ぎ本件保護停止処分を行い、その後に必要な関係先照会を行うことにより（認定事実(8)および(9)）、長男の収入について客観性を持った裏付けによって本件保護停止処分の妥当性の再確認を行っている。

本件の要否判定について、処分庁の提出した関係書類を確認するところ、世帯の最低生活費と収入認定額の対比について明確な記載がないため、この点において事務の適正を欠く点がみられるが、処分庁は世帯の最低生活費と収入の詳細を記載した資料によって要否判定を再確認したとしており、その内容は次のとおりである。

区分	費目		認定額
最低生活費	基準生活費（第1類および第2類）		93,610円
	その他の最低生活費		0円
	計		93,610円
収入認定額	収入額	審査請求人の老齢基礎年金	33,016円
		長男の勤労収入	197,550円
	控除額	審査請求人の介護保険料	△2,400円
		長男の勤労収入に対する基礎控除	△33,200円
		長男の勤労収入に対する通勤費	△10,000円
		長男の勤労収入に対する社会保険料	△33,973円
	計		150,993円

これを検討するところ、本件では前記の最低生活費に審査請求人の医療費の計上が必要と思われるところ、処分庁の提出した関係資料では、平成24年7月から平成26年6月までの期間の審査請求人の医療費は明確に記載されているものの、例えば前3か月間の平均額など、いずれかの額をもって最低生活費に当該医療費を計上したとの記載はない。

さらに、最低生活費には長男の医療費および審査請求人の社会保険料を、収入認定額には長男の資産（預貯金等）の計上が必要と思われるところ、これらについても何ら計上されていない。

この点、処分庁は、本件保護停止処分までに行われた長男との面談（認定事実(5)および(6)）において、長男の医療費や資産等の申告を求め、または聞き取る機会があったと思われるところ、このような申告の求め等を何ら行っていない。

そうすると、本件保護停止処分を行う前提として、審査請求人の医療費および社会保険料、長男の医療費および資産等を計上せずに行われた要否判定はその妥当性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件保護停止処分は不当と判断する。

(3) 本件保護変更決定処分について

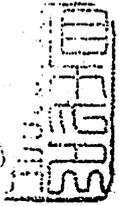
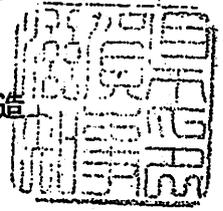
前記の認定事実を確認するところ、本件は、法第26条に基づいて保護の停止処分が行われたものである。

したがって、本件保護変更決定処分は、本来行う必要のない処分がなされたものであるから、その取り消しを免れない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 27年 2月 20日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



○生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号）

【該当部分のみ抜粋】

第1 世帯の認定

1 (略)

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき(直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる時に限る。)

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき(当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。)

(4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とす

る施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院又は退所後6か月以内に再入院若しくは再入所し、長期間にわたり入院若しくは入所を要する場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

- (6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- (7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であつて、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき
- (8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)の入所者(障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。)と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合(保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。)